

議員提出議案第 1 号

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 2 8 日提出

提出者	八幡浜市議会議員	菊 池	彰
同	同	高 橋	時 英
同	同	遠 藤	綾
同	同	竹 内	秀 明
同	同	河 野	裕 保
同	同	石 崎	久 次
同	同	井 上	和 浩

記

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会委員会条例（平成 1 7 年条例第 2 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業委員会 8 人</p> <p><u>総務企画部</u> 及び産業建設部並びに会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務産業委員会 8 人</p> <p><u>総務部、企画財政部</u> 及び産業建設部並びに会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)・(3) （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

総務部及び企画財政部の統合に伴い、所要の改正を行うため。